

令和 5 年 5 月 2 日
東京都労働委員会事務局

東京都労働委員会をご利用になる皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5月8日から変更されることに伴い、東京都労働委員会事務局では、感染防止対策については来庁される皆様の自主的な判断に委ねることを基本にいたします。

マスクの着脱につきましても、皆様のご判断でお願いしますが、人が密集する状況では、当面の間マスクの着用を推奨します。

今後とも、皆様のご協力をお願い申し上げます。

【問合せ先】

東京都労働委員会事務局
審査調整課
電話 03-5320-6986